

(証券コード3461)
2022年12月5日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町四丁目5番地20
株 式 会 社 パ ル マ
代表取締役社長 清 水 誠 一

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権行使は書面（郵送）又はインターネットでもできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年12月20日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月21日（水曜日）午前10時

霞が関コモンゲート西館 37階 霞山会館 牡丹の間

2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

第55期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び計算書類
報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.palma.jp/>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年12月21日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年12月20日（火曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年12月20日（火曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
御中
株主総会日 議決権の数
XXXX年XX月XX日
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

議決権の数 XX股
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ロデザイン用QRコード
ロデザインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
ロデザイン用QRコード
XXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
 - 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 第2・3号議案**
- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
 - 一部の候補者に反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、
反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

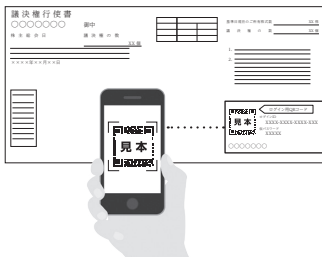
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

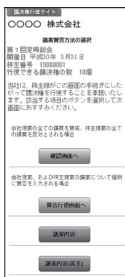
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



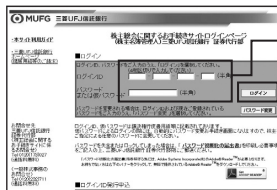
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

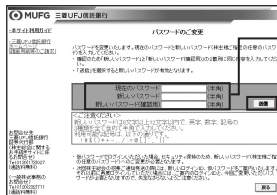
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第19条第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第19条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第19条の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条の商号の変更は、平成21年11月16日から実施する。</p>	<p><u>第19条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>第1条</u> 第1条の商号の変更は、平成21年11月16日から実施する。</p> <p><u>第2条</u> 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p><u>2</u> 本条の規定は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含めた取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号 1 | ^あ阿 ^べ部 ^{ゆき}幸 ^{ひろ}広 (1968年2月20日) **再任**

略歴、当社における地位及び担当

2004年11月	株式会社ディア・ライフ代表取締役 (現任)	2021年1月	株式会社N-STAFF代表取締役会長 (現任)
2009年5月	当社代表取締役社長	2021年9月	株式会社コーディアリー・サービス代表 取締役会長 (現任)
2014年2月	当社取締役	2021年10月	アイディ株式会社代表取締役 (現任)
2016年12月	当社取締役会長 (現任)	2021年10月	株式会社アイディプロパティ代表取締役 (現任)
2018年7月	株式会社ディアライフエージェンシー代 表取締役 (現任)		
2021年1月	株式会社DLXホールディングス代表取締 役 (現任)		

重要な兼職の状況：株式会社ディア・ライフ代表取締役、株式会社ディアライフエージェンシー代表取締役
株式会社DLXホールディングス代表取締役

所有する当社の株式数：120,900株

在任年数：13年7ヶ月

取締役会出席状況：19/19回

取締役候補者とした理由

阿部幸広氏は、株式会社ディア・ライフ代表取締役を務めており経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。その実績、能力、不動産業界における長い経験と一部上場企業の経営者としての豊富な経験から当社企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

^{すず}鈴 ^き木 ^{ひで}秀 ^{なが}長

(1975年12月23日)

再任

略歴、当社における地位及び担当

2008年6月	株式会社ディア・ライフ入社	2017年11月	日本パーソナルストレージ株式会社代表取締役（現任）
2011年11月	当社入社	2018年1月	当社取締役営業本部長
2015年10月	当社営業部長	2021年10月	当社取締役B S 部管掌（現任）
2016年12月	当社取締役営業部長		

重要な兼職の状況：日本パーソナルストレージ代表取締役

所有する当社の株式数：1,700株

在任年数：6年

取締役会出席状況：19/19回

取締役候補者とした理由

鈴木秀長氏は、セルフストレージ業界に精通しており、現在はその豊富な経験と実績を活かし、長年に亘り営業部門を統括しております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで、適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

^{あか}赤 ^{ばね}羽 ^{ひで}秀 ^{ゆき}行

(1968年5月12日)

新任

略歴、当社における地位及び担当

2019年2月	当社入社
2019年2月	当社管理部長
2021年1月	当社執行役員管理部長

所有する当社の株式数：0株

取締役候補者とした理由

赤羽秀行氏は、企業の経理・財務戦略に精通しており、現在はその経験と実績を活かし、当社の経理・財務戦略を統括しております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで、適切な人材であると判断したため、新たに取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

えのき
榎

かず
和

し
志

(1961年10月20日)

再任

社外

略歴、当社における地位及び担当

2004年 9月	株式会社リマネージ代表取締役 (現任)	2022年 9月	株式会社vivid update代表取締役 (現任)
2013年 9月	株式会社アミックス常務取締役		
2014年12月	当社社外取締役 (現任)	2022年 9月	株式会社ノビシロ取締役 (現任)
2015年10月	株式会社アミックスコミュニティ代表取締役		

重要な兼職の状況：株式会社リマネージ代表取締役、株式会社vivid update代表取締役

所有する当社の株式数：4,000株

在任年数：8年

取締役会出席状況：19/19回

社外取締役候補者選任理由及び期待される役割の概要

榎和志氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は他の会社での豊富な取締役経験を中心とした幅広い経験、見識を有しております。期待される役割は、引き続き当該知見を活かし当社事業全般に対する助言と指導であります。

候補者
番号

5

さい
齋

とう
藤

さとし
聡

(1963年 9月 5日)

再任

社外

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月	住友不動産株式会社入社	2010年 4月	同社アセットマネジメント統括責任者エグゼクティブディレクター
1999年11月	日本アジア投資株式会社入社		
2003年10月	東京スター銀行不動産ファイナンス部長	2018年12月	当社社外取締役 (現任)
2008年 1月	アジア・パシフィック・ランド (ジャパン) アセットマネジメント ヴァイスプレジデント		

所有する当社の株式数：2,200株

在任年数：4年

取締役会出席状況：18/19回

社外取締役候補者選任理由及び期待される役割の概要

齋藤聡氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は不動産業務全般の知識に加え、金融機関での経験を有しております。期待される役割は、引き続き当該知見を活かし当社セルフストレージ開発・投資に対する助言と指導であります。

候補者
番号

6

よし
吉まつ
松

こころ

(1977年12月28日)

再任

社外

略歴、当社における地位及び担当

2003年 7 月	株式会社全国賃貸住宅新聞入社	2019年12月	当社社外取締役（現任）
2009年 9 月	株式会社全国賃貸住宅新聞取締役	2021年 7 月	株式会社ミツバチ代表取締役（現任）
2015年 4 月	株式会社HelloNews代表取締役（現任）		

重要な兼職の状況：株式会社HelloNews代表取締役、株式会社ミツバチ代表取締役**所有する当社の株式数**：3,100株**在任年数**：3年**取締役会出席状況**：17/19回**社外取締役候補者選任理由及び期待される役割の概要**

吉松こころ氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は不動産賃貸管理業務全般の知識に加え、マスコミでの豊富な経験を踏まえた多様な見識を有しております。期待される役割は、引き続き当該知見を活かし当社セルフストレージ運営に対する助言と指導であります。

候補者
番号

7

後 藤 信 秀

(1975年7月18日)

再任

社外

略歴、当社における地位及び担当

2002年10月	株式会社幸洋コーポレーション（旧株式会社コマースャル・アールイー）入社	2017年 8月	CRE(Thailand)C o.,Ltd.取締役
2010年 8月	株式会社シーアールイー入社	2018年 8月	株式会社ブレインウェーブ（現株式会社はぴロジ）取締役（現任）
2012年 8月	株式会社シーアールイー執行役員不動産管理事業本部長	2018年10月	株式会社シーアールイー取締役執行役員（現任）
2017年 1月	日本パーソナルストレージ株式会社取締役（現任）	2018年12月	株式会社ロジコム取締役
		2019年7月	株式会社倉庫人材派遣センター取締役（現任）
		2019年10月	株式会社A-TRUCK取締役（現任）
		2021年12月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況：株式会社シーアールイー取締役執行役員

所有する当社の株式数：0株

在任年数：1年

取締役会出席状況：15/16回

社外取締役候補者選任理由及び期待される役割の概要

後藤信秀氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は不動産ビジネスを展開する上場企業の取締役としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、不動産開発・賃貸事業、物流不動産業界に関する専門的な見地から多様な見識を有しております。期待される役割は、セルフストレージ事業全般に対する助言と指導であります。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 榎和志氏、斎藤聡氏、吉松こころ氏及び後藤信秀氏は社外取締役候補者であります。

3. 当社は、榎和志氏、斎藤聡氏、吉松こころ氏及び後藤信秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

4. 当社は、榎和志氏、斎藤聡氏、吉松こころ氏及び後藤信秀氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額が上限であります。各氏の再任が承認可決された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名（社外監査役3名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

おお もり しげ のぶ
大 森 茂 延 (1954年6月12日)

新任

社外

略歴、当社における地位

1977年4月	株式会社東海銀行（現三菱UFJ銀行）入行	2017年10月	蘇州豊迅汽車租賃有限公司総経理
2003年12月	東洋インキSCホールディングス株式会社入社		

重要な兼職の状況：該当無し

所有する当社の株式数：0株

監査役候補者とした理由

大森茂延氏を社外監査役候補者とした理由は、大手金融機関及び大手メーカーにおける豊富な業務経験を有していることから、取締役会の業務執行及び経営判断に関し公正・中立な立場で監視していただくためであります。

候補者
番号

2

こし
興

みず
水

ひで
英

ゆき
行

(1967年3月14日)

再任

社外

略歴、当社における地位

1989年4月	株式会社西洋環境開発入社	2008年12月	株式会社フォンティス設立
1992年8月	TAC株式会社入社		同社代表取締役(現任)
1993年10月	アーサーアンダーセン会計事務所(現有限責任あずさ監査法人)入社	2014年5月	当社社外監査役(現任)
1997年11月	株式会社カーギルジャパン入社	2018年10月	株式会社フーバーブレイン代表取締役(現任)
1997年11月	興水公認会計士事務所(現興水公認会計士・税理士事務所)設立		

重要な兼職の状況: 株式会社フォンティス、株式会社フーバーブレイン代表取締役

所有する当社の株式数: 16,000株

在任年数: 8年7ヶ月

取締役会出席状況: 18/19回

監査役候補者とした理由

興水英行氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての立場に加え、経営者としての見識を有していることから、取締役会の業務執行及び経営判断に関し公正・中立な立場で監視していただくためであります。

候補者
番号

3

たか つか なお こ
高 塚 直 子

(1963年6月25日)

再任

社外

略歴、当社における地位

1998年 4月	公認会計士登録	2005年 3月	特定非営利法人シエア＝国際保健協力市民の会 監事（現任）
1999年 6月	特定非営利法人日本国際ボランティアセンター 監事	2011年 6月	株式会社コラボス 監査役
2002年 3月	特定非営利法人ブリッジエーシアジャパン 監事	2013年 2月	税理士法人新井高塚会計事務所 代表社員（現任）
2002年 5月	税理士登録	2015年 4月	株式会社シグナレックス 監査役（現任）
2002年 8月	税理士法人新井高塚会計事務所入所	2018年12月	当社社外監査役（現任）
		2022年 3月	ORTHOREBIRTH株式会社 監査役（現任）

重要な兼職の状況：税理士法人新井高塚会計事務所 代表社員、株式会社シグナレックス 監査役
ORTHOREBIRTH株式会社 監査役

所有する当社の株式数：700株

在任年数：4年

取締役会出席状況：19/19回

監査役候補者とした理由

高塚直子氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての実績と投資会社等での監査役経験を有し、国際貢献活動に高い知見があることから、今後求められる企業の社会的責任の見地から当社の経営を監視していただくためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は興水英行氏及び高塚直子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は大森茂延氏の選任が承認可決された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、興水英行氏及び高塚直子氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額が上限であります。各氏の再任が承認可決された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、大森茂延氏の選任が承認可決された場合は、大森茂延氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とする予定であります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、ワクチンの普及や政府による経済対策の効果により、経済活動は緩やかに持ち直しの動きが続きました。しかしながら、変異株による感染リスクの再拡大、ウクライナ危機の発生による市況価格の更なる高騰、急激な円安の進行やインフレ懸念の高まりなどから、先行きは依然として不透明な状況であります。

このような状況の中、当社は、「セルフストレージ（トランクルーム）業界のプラットフォーム」として、ビジネスソリューションサービス（セルフストレージ事業者向け賃料債務保証付きBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）・ITソリューションサービス等）の受託伸長とセルフストレージ施設の開発・販売及び運営施設のリーシング推進（ターンキーソリューションサービス）に向けた活動を進めてまいりました。

当事業年度におきましては、セルフストレージ（トランクルーム）のサービス認知度、セルフストレージ運営者の業務効率化・省人化ニーズ、不動産会社等異業種によるセルフストレージビジネス参入機会などの高まりを背景に、賃料滞納保証付きBPOの新規利用件数が前期比1割増の約31,616件、WEB上でセルフストレージ利用予約決済や在庫管理を実施できるITツール「クラリス」の導入室数が65,000室超となるなど、ビジネスソリューションサービスの受託は堅調に推移しました。

また、セルフストレージ施設の開発投資事業量は前事業年度に比べ減少となりましたが、新たにパイプライン契約を締結したシンガポール大手のセルフストレージ企業StorHubグループの投資会社や、国内セルフストレージ事業者に「Keep it」等のセルフストレージ施設4棟を販売いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,778,169千円（前事業年度比23.6%減）、営業利益は7,085千円（同94.7%減）、経常利益は1,053千円（同99.1%減）、当期純利益は29,492千円（同63.5%減）となりました。

各サービスの取組みは次のとおりであります。

(ビジネスソリューションサービス)

既存顧客のセルフストレージ事業者からの堅調な申込や異業種からの起業者も含め新規提携も進展し、賃料滞納保証・管理、収納代行、契約受付代行等のBPOサービスやWEB予約決済・在庫管理システム「クラリス」の受託が伸長、当事業年度末時点の主力サービスの賃料債務保証付きBPOサービス受託残高は103,514件（前事業年度比9.3%増）当事業年度の新規契約件数は31,616件（前事業年度比10.2%増）となりました。

以上の結果、売上高は1,082,133千円（前事業年度比8.7%増）、営業利益は388,667千円（前事業年度比8.6%増）となりました。

(ターンキーソリューションサービス)

当事業年度は、「大田区雪谷」・「江戸川区松江」など4棟のセルフストレージ施設を開発販売いたしました。賃貸運営面においては、過年度販売物件の賃料借り上げ額増加等の影響により支出先行の収支となっておりますが、施設ごとの利用動向・反響を反映した弾力的な賃料設定や広告施策・集客オペレーションの見直し、収納物運搬サポート等のオプションサービスの導入等を推進したことにより、下半期より前事業年度を上回るペースでの新規利用者の獲得が進みました。

以上の結果、売上高は1,696,036千円（前事業年度比35.8%減）、営業損失は223,247千円となりました。

サービス別売上高

サービス区分	第 55 期 (当事業年度) 2022年9月期	前事業年度比
	金額	増減率
ビジネスソリューションサービス	1,082,133千円	8.7%
ターンキーソリューションサービス	1,696,036	△35.8
合計	2,778,169	△23.6

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は12,131千円であり、その主なものは、システム機器及びシステムの機能追加であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、金融機関よりセルフストレージ施設開発資金として67,800千円の調達を行いました。

また新株予約権（ストック・オプション）の行使に伴い99,981株の新株式を発行し、6,298千円の資金を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 52 期 2019年9月期	第 53 期 2020年9月期	第 54 期 2021年9月期	第 55 期 (当事業年度) 2022年9月期
売上高(千円)	4,391,823	4,547,082	3,637,295	2,778,169
経常利益(千円)	485,116	311,279	119,233	1,053
当期純利益(千円)	337,921	214,204	80,748	29,492
1株当たり当期純利益(円)	54.54	34.50	12.62	4.43
総資産(千円)	4,379,750	5,177,322	4,301,260	3,632,399
純資産(千円)	1,953,564	2,120,999	2,180,143	2,189,249
1株当たり純資産額(円)	314.61	341.34	327.72	324.22

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社はセルフストレージ事業者・利用者等の顧客満足度を高めることにより、持続的な成長を確実にし、より強固な経営基盤を確保すべく、以下の事項を重要課題と捉え、その対応に引き続き取り組んでまいります。

①持続的な成長のための事業基盤の強化

当社はこれまで、セルフストレージ運営プロセスをサポートするワンストップサービスの提供やセルフストレージ施設の開発・供給を通じ、成長してまいりました。今後も持続的な成長を図るべく、サービス受託件数の伸長とセルフストレージ施設の安定的な供給を推進してまいります。

サービス受託件数の伸長に向けては、定期的なカスタマーサポートや事業者交流会の開催等を通じ、顧客事業者からの要望などにより業務効率化・利便性に関するニーズをくみ取り、タイムリーにサービスの開発に生かしていくことで、付加価値・ユーザビリティの高いサービス体制を維持するとともに、セルフストレージ事業参入者向けのセミナーや集客マーケティング・施設開発コンサルティングなどの起業者向けサービスプログラムの認知向上に向けて、事業用地の有効活用や転業ニーズの発掘を推進、新規参入者の創出・拡大に貢献してまいります。

セルフストレージ施設の安定的な供給に向けては、1棟施設「Keep it (キーピット)」の開発に加え、投資家・事業者等の投資運用上の負担軽減を意識した、小型施設等の開発や住宅の生活利便施設との併設など、集客認知度が高まる物件の開発にも取り組み、施設供給機会の拡大を進めてまいります。

②セルフストレージ利用者集客力の向上

当社は、セルフストレージ市場規模拡大に寄与すべく「Keep it (キーピット)」等の施設の開発と開発後の賃貸運用に取り組んでおりますが、物件開発後の早期利用促進・安定稼働化の進展がセルフストレージ施設の資産性・収益性の向上、投資対象としての適格度が高まることにより、投資市場の拡大が図れます。

そのために、セルフストレージ利用者集客力向上に寄与する施策の企画・実行を、次の収益基盤として育ててまいります。

③システムの合理化及び構築

当社は、今後の持続的な成長と効率的な業務運営のため、従来の基幹システムだけではなく、ビッグデータ活用技術やAI技術の導入による利用者の問い合わせ対応や顧客データ管理、査定業務、収納代行業務の効率化など、各種システムを統合的に整備していく方針であります。

これにより一層の取扱室数の増加に対応するとともに、事業者・利用者満足度向上と更なる業務効率化の実現を進めてまいります。

④人材の確保・育成

当社は、今後の企業規模拡大や事業発展のためには、優秀な人材を継続的に確保・育成することが重要な課題であると認識しております。全社員が新たなことに挑戦でき、活躍できる環境を創るとともに、即戦力となりうる人材の確保を目的とした中途採用と、中長期的な企業価値の向上を見据えた新卒採用をバランスよく行うことで、常に組織を活性化させ、継続的な成長につなげてまいります。

これからも当社の更なる発展を目指して全力を傾注してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2022年9月30日現在)

当社は、セルフストレージビジネスソリューションプロバイダ事業を営んでおります。

サービス区分	サービス内容
ビジネスソリューション サービス	セルフストレージ使用の申込受付・入金管理・債権管理・残置物撤去・物件巡回などビジネスプロセスのアウトソーシング及び滞納保証
	セルフストレージWEB申込・予約決済・物件管理システムの開発運用、集客サイトの開発運用
ターンキーソリューション サービス	セルフストレージ事業運営のコンサルティング、物件の開発及び事業者への売却

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年9月30日現在)

本	社	東京都千代田区麹町四丁目5番地20
---	---	-------------------

(7) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
32(11)名	△7(2)名	37.4歳	5.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	377,917千円
西武信用金庫	328,332
株式会社島根銀行	250,000
株式会社東日本銀行	100,000
株式会社きらぼし銀行	67,800

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 16,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,752,793株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は、99,981株増加しております。

(3) 株主数 5,189名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 デ ィ ア ・ ラ イ フ	2,658,400株	39.36%
日 本 郵 政 キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	1,280,000	18.95
高 野 茂 久	194,061	2.87
山 西 良 知	185,400	2.74
山 田 直 樹	130,000	1.92
阿 部 幸 広	120,900	1.79
株 式 会 社 ス ト レ ー ジ 王	100,000	1.48
株 式 会 社 フ ォ ー ピ ー ス	100,000	1.48
松 下 祐 士	97,000	1.43
株 式 会 社 S B I 証 券	39,006	0.57

(注) 持株比率は自己株式(348株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて計算しております。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第4回新株予約権
発行決議日		2017年12月1日
新株予約権の数		150個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 1,100円 (1株当たり 2.75円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 270,000円 (1株当たり 675円)
権利行使期間		2019年1月1日から 2027年12月20日まで
行使の条件		(注)
役員 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、2018年9月期乃至2022年9月期のいずれかの期において、当社の有価証券報告書の損益計算書に記載された経常利益が4億円を超過した場合（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結経常利益を参照する。）にのみ新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
2. 2018年8月1日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で、2019年1月1日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	阿部 幸 広	株式会社ディア・ライフ代表取締役 株式会社ディアライフエージェンシー代表取締役 株式会社DLXホールディングス代表取締役
代表取締役社長	清水 誠 一	日本パーソナルストレージ株式会社監査役
取締役	鈴木 秀 長	B S 部管掌 日本パーソナルストレージ株式会社代表取締役
取締役	榎 和 志	株式会社リマネージ代表取締役 株式会社vivid update代表取締役
取締役	斎藤 聡	
取締役	吉松 ころ	株式会社HelloNews代表取締役 株式会社ミツパチ代表取締役
取締役	後藤 信 秀	株式会社シーアールイー取締役執行役員
常勤監査役	片桐 英	株式会社上越観光開発監査役
監査役	輿水 英 行	株式会社フォンティス代表取締役 株式会社フーバーブレイン代表取締役
監査役	高塚 直 子	税理士法人新井高塚会計事務所代表社員 株式会社シグナレックス監査役 ORTHOREBIRTH株式会社監査役

- (注) 1. 取締役榎和志氏、斎藤聡氏、吉松ころ氏及び後藤信秀氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役片桐英氏、監査役輿水英行氏及び高塚直子氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役片桐英氏は、金融機関での業務経験に加え、事業法人の取締役として豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役輿水英行氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役高塚直子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役榎和志氏、取締役斎藤聡氏、取締役吉松ころ氏及び取締役後藤信秀氏、常勤監査役片桐英氏、監査役輿水英行氏及び監査役高塚直子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社定款において社外取締役又は社外監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定め、各社外役員との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額が上限であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 取締役の報酬の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 当該方針の決定事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決定しております。

2) 決定方針の内容の概要

1. 基本方針

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 当社グループの業績や企業価値の持続的な向上への貢献意欲や士気向上に繋がる制度・内容とする。
- (2) 業務執行の適切な監督・監査によるコーポレートガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とする。
- (3) 報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、すべてのステークホルダーの皆様から信頼される報酬制度とする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業務執行を担う取締役が受ける基本報酬は、原則として、役位や職責等に応じた固定報酬（確定金銭報酬）を金銭にて毎月支給する。

経営の監督を担う非業務執行の取締役に対しては、監督機能を有効に機能させる観点から一定の金額で固定された固定報酬（確定金銭報酬）のみとし、金銭にて毎月支給する。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の報酬は、前記2のとおり、固定報酬（確定金銭報酬）のみとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、前記2のとおり、固定報酬（確定金銭報酬）のみとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の決定について委任を受ける。取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、当該権限が適切に行使されるよう、個々人の役割の範囲、責任及び業績、会社業績の目標及び計画に対する進捗度等を考慮の上、外部調査機関による役員報酬調査データ等を通じた市場全体あるいは業界全体の水準の参照や経営の監督を担う非業務執行の取締役からの助言等を受けるなどにより、報酬の妥当性・報酬決定の客観性の担保に努める。

- ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の固定報酬額については、2014年5月16日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

- ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、人事部門担当取締役が上記決定方針において掲げられた考慮要素を考慮して作成した原案を、外部調査機関による役員報酬調査データ等を通じた市場全体あるいは業界全体の水準の参照や経営の監督を担う非業務執行の取締役からの助言等を受けるなどにより、決定方針との整合性について客観的に原案の評価を行い、かつ独立社外取締役の同意が得られていることから、取締役会も基本的にその判断を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、前述①2)に記載のとおり、取締役会が代表取締役社長である清水誠一に対し、個別取締役の固定報酬額についての決定権限を委任しております。

当社の取締役会が代表取締役社長に対し当該権限の委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役が担当する業務や職責の評価を行うには、代表取締役が最も適していると考えたためです。

代表取締役社長の上記権限が適切に行使されるようにするため、前述①2)のとおり、管理部門担当執行役員が固定報酬額について原案を作成し、経営の監督を担う非業務執行の取締役からの助言等を受けるなどの措置を講じております。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (4)	46,500千円 (3,600)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	6,000 (6,000)
合 計 (うち社外役員)	11 (7)	52,500 (9,600)

(注) 1. 上表には、2021年12月21日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬限度額は、2014年5月16日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

3. 監査役の報酬限度額は、2014年5月16日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役榎和志氏は、株式会社リマネージの代表取締役及び株式会社vividupdate株式会社の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役吉松こころ氏は、株式会社HelloNews及び株式会社ミツバチの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役後藤信秀氏は、株式会社シーアールイーの取締役執行役員であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役片桐英氏は、株式会社上越観光開発の監査役であります。当社と兼務先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役輿水英行氏は、株式会社フォンティスの代表取締役及び株式会社フーバーブレインの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役高塚直子氏は、税理士法人新井高塚会計事務所の代表社員、株式会社シグナレックス及びORTHOREBIRTH株式会社の監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	榎 和志	<p>榎和志氏は、他の会社での豊富な取締役経験を中心とした幅広い経験、見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社事業全般に対し適宜発言を行っております。</p>
取締役	斎藤 聡	<p>斎藤聡氏は、不動産業務全般の知識に加え、金融機関での豊富な経験と幅広い知識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会において、不動産業界及び金融機関での業務経験と幅広い見識に基づき、当社セルフストレージ開発・投資に対し適宜発言を行っております。</p>
取締役	吉松ころこ	<p>吉松ころこ氏は、不動産賃貸管理業務全般の知識に加え、マスコミでの豊富な経験に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、不動産業界及びマスコミでの業務経験と幅広い見識に基づき、当社セルフストレージ運営に対し適宜発言を行っております。</p>

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	後藤 信秀	<p>後藤信秀氏は、社外取締役に就任以降、不動産ビジネスを展開する上場企業の取締役としての豊富な経験に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>2021年12月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会において、不動産開発・賃貸事業、物流不動産業界に関する専門的な見地と幅広い見識に基づき、当社セルフストレージ事業全般に対し適宜発言を行っております。</p>
監査役	片桐 英	<p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。金融機関及び事業法人での業務経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。</p>
監査役	輿水 英行	<p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。</p>
監査役	高塚 直子	<p>当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに、監査役会における重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,995千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,995千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(5) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月1回開催される定例取締役会では、法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項の決議を行うとともに、各取締役は職務の執行状況について報告しております。出席監査役は各取締役の職務執行状況の監視を行うとともに、日常の業務監査により取締役の職務執行が法令及び定款に反していないか監査しております。

使用人の職務執行の適正性を確保するために、社長直轄の内部監査担当者を置き、内部監査規程に基づき、内部監査を実施しております。また、内部監査担当者は必要に応じて監査役会と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、書面又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。また、文書管理を担当している管理部は取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供することのできる体制を取っております。また、従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役会において、内部通報規程を制定・施行し、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部の業務に付随するリスク管理は当該組織単位が行い、全社的なリスク管理は管理部が行っております。また、コンプライアンスやリスク管理等の観点から業務遂行において問題もしくは懸念があれば、当社と顧問契約を締結している法律事務所に助言・指導を受けております。

管理部は、内部牽制機能を担う部として、各部のリスクを監視し、リスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、速やかに代表取締役及び監査役にその内容を報告し対策を講じることのできる体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率性を確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めております。また、取締役会において中期経営計画及び年度計画を策定の上、毎月1回の定例取締役会での業務執行報告に基づき、月次での進捗状況の管理を行い、その結果を職務執行にフィードバックしております。

- ⑤ 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
適正な業務執行・意思決定が行われるよう、必要に応じ関係会社の取締役・監査役の間で、情報連携を図っております。また関係会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保しております。
関係会社に損失の危険が発生し、所管部長がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響について、当社の取締役会に報告する体制を確保しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項
監査役が補助使用人を求めた場合には、協議の上、速やかに設置いたします。補助使用人は、兼任も可能ですが、その職務の遂行に関しての指揮命令権は監査役に属し、補助使用人の発令・異動・考課・懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとしております。また、当社は、補助使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を役員及び従業員に周知徹底しております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧いたします。また、取締役及び使用人は、内部統制に関する事項について監査役に対し定期的に、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めています。
内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保しております。また、当社は、監査役への報告を行った役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び従業員に周知徹底しております。
- ⑧ 監査役職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用を当社に請求した場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査担当者と定期的に情報・意見を交換する機会を確保しております。また、監査役は取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

監査役は必要に応じて外部専門家を利用し、より精密な監査意見の形成に努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行について

取締役会を19回開催し、取締役及び監査役の出席の下、決裁規定に沿った個別議案の決議及び業務執行等の報告に加え、経営戦略・資本政策等の経営上の重要事項の審議を行っております。

②コンプライアンスについて

I 各種コンプライアンス研修（入社時研修・インサイダー取引に関する研修等）を実施し、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

II 当社のコンプライアンス違反行為について社員が直接通報を行える内部通報制度を整備の上、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

③リスク管理について

社内諸規程などの運用・整備を継続することや毎週開催される各事業部門会議や月1回開催される部門長会議等を通じて業務執行や事業進捗状況を把握・共有することで、事業上の予見可能なリスクを未然に防止し、安全かつ効率的な業務体制の維持を図っております。

④監査役の職務の執行について

I 監査役会を13回開催した他、代表取締役や業務執行取締役と定期的に会合を持ち、業務執行状況、経営課題、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役はいつでも取締役及び従業員に対して、事業・業務に関する報告を求めることができるものとしております。

II 常勤監査役は取締役会のほか、当社の各事業部門が開催する定期的な会議等に参加し、業務執行の状況について直接聴取を行い、監査機能の強化及び向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査担当と連携した監査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点等を日常業務レベルで監査する体制を整備しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任及び反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行っております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況及び具体的な取り組みについては、当社は、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、及び各関連規程の充実と周知徹底を図っております。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士等との連携を図っております。

取引先等に対しても、各種契約書類に「反社会的勢力排除条項」の記載をおりこむなど、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して行っております。

取引先等に行っている反社会的勢力チェックの方法は以下の通りです。

①新規取引先に対するチェックの方法

新規取引を行う際は、新規取引先に対し、事前に新聞記事データベース等によるチェックを行います。加えて、取引時には反社会的勢力排除に関する確認条項を記載した取引契約書を締結しており、これらのプロセスが行われていない場合は、取引が開始できないこととしております。

②株主に対するチェックの方法

毎年9月末時点の株主について、当社の株主名簿管理人に依頼し、反社会的勢力に該当する株主の有無についての情報提供を受け、当社株主に対するチェックを行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と認識し、将来の事業規模拡大や経営基盤の強化のために必要な内部留保の確保を図る一方、会社業績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。

(2) 当事業年度の配当

当事業年度の配当につきましては、2022年11月11日開催の取締役会決議に基づき、1株当たり1.50円とさせていただきます。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,414,829	流動負債	844,205
現金及び預金	3,016,837	短期借入金	150,000
金銭の信託	1,350	1年内返済予定の長期借入金	385,004
売掛金	93,799	未払金	80,849
求償債権	306,038	未払費用	30,418
仕掛販売用不動産	83,171	未払法人税等	8,208
前払費用	68,734	契約負債	128,681
その他	9,849	預り金	19,064
貸倒引当金	△164,950	その他の	41,979
固定資産	217,569	固定負債	598,945
有形固定資産	49,866	長期借入金	589,045
建物	26,775	その他	9,900
構築物	2,846	負債合計	1,443,150
工具器具及び備品	13,244	(純資産の部)	
土地	7,000	株主資本	2,188,346
無形固定資産	19,518	資本金	599,918
ソフトウェア	19,213	資本剰余金	510,367
その他	305	資本準備金	510,367
投資その他の資産	148,184	利益剰余金	1,078,233
投資有価証券	11,416	利益準備金	3,997
関係会社株式	19,200	その他利益剰余金	1,074,235
出資金	5,110	繰越利益剰余金	1,074,235
長期前払費用	1,419	自己株式	△173
敷金	17,628	評価・換算差額等	△9
繰延税金資産	92,810	その他有価証券評価差額金	△9
その他	600	新株予約権	911
資産合計	3,632,399	純資産合計	2,189,249
		負債純資産合計	3,632,399

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,778,169
売上原価		2,060,809
売上総利益		717,359
販売費及び一般管理費		710,273
営業利益		7,085
営業外収益		
受取利息	29	
受取配当金	153	
債権売却益	3,040	
投資有価証券売却益	8,185	
その他の	872	12,281
営業外費用		
支払利息	17,472	
その他の	840	18,313
経常利益		1,053
特別利益		
関係会社株式売却益	30,060	30,060
特別損失		
固定資産除却損	1,913	1,913
税引前当期純利益		29,199
法人税、住民税及び事業税	9,451	
法人税等調整額	△9,743	△292
当期純利益		29,492

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金計 合
2021年10月1日残高	596,769	507,218	507,218	3,997	1,071,353	
事業年度中の変動額						
新株の発行	3,149	3,149	3,149			
剰余金の配当					△26,610	△26,610
自己株式の取得						
当期純利益					29,492	29,492
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当事業年度中の変動額合計	3,149	3,149	3,149	－	2,881	2,881
2022年9月30日残高	599,918	510,367	510,367	3,997	1,074,235	1,078,233

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計 合
	自己株式	株主資本計 合	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年10月1日残高	△132	2,179,206	－	－	937	2,180,143
事業年度中の変動額						
新株の発行		6,298				6,298
剰余金の配当		△26,610				△26,610
自己株式の取得	△40	△40				△40
当期純利益		29,492				29,492
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△9	△9	△25	△34
当事業年度中の変動額合計	△40	9,140	△9	△9	△25	9,105
2022年9月30日残高	△173	2,188,346	△9	△9	911	2,189,249

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- | | |
|-----------------|---|
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法に基づく原価法を採用しております。 |
| その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法に基づく原価法を採用しております。 |
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|------------------|---|
| 販売用不動産及び仕掛販売用不動産 | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
|------------------|---|
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
- 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---------|
| 建物 | 3年～17年 |
| 構築物 | 10年～15年 |
| 工具器具及び備品 | 3年～10年 |
- ② 無形固定資産
- 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 引当金の計上基準
- | | |
|-------|--|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
|-------|--|
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①ビジネスソリューションサービス

ビジネスソリューションサービスにおいては、主に、セルフストレージ事業者・利用者等から利用料・保証料を収受し、セルフストレージ使用の申込受付・入金管理・債権管理・残置物撤去・物件巡回などビジネスプロセスのアウトソーシング及び滞納保証、セルフストレージWEB申込・予約決済・物件管理システムの開発運用、集客サイトの開発運用を提供することを履行義務としており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

また、セルフストレージ事業者・利用者等から受け取る対価の内、保証料については、一定期間にわたり充足される金額相当を別個の履行義務として「契約負債」に計上しておりますが、時の経過につれて履行義務が充足されるため、期間の経過に応じて収益を認識しております。

②ターンキーソリューションサービス

ターンキーソリューションサービスにおいては、主に物件の開発及び事業者への売却、セルフストレージを賃貸することを履行義務としており、売却については顧客に物件を引き渡した時点、賃貸については時の経過につれて履行義務が充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

上記収益は顧客との契約において約束された対価に基づいて測定しております。取引の対価は、履行義務を充足してから別途定める支払条件により1年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税額等については、販売費及び一般管理費に計上しており、固定資産に係るものは長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引について、売上レポート等の顧客に支払われる対価について、従来、費用処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」、「前受収益」及び「預り金」の一部は、当事業年度より「契約負債」として表示することとしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、この変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響について、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、当社の事業活動への影響は軽微と想定しております。

そのため、当社が当事業年度の計算書類の作成にあたって用いた会計上の見積り（販売用不動産の評価、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損等）については、新型コロナウイルス感染症による重要な影響はないものとの仮定を置いております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度以降において当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	30,000千円
仕掛販売用不動産	83,171千円

② 担保に係る債務

長期借入金	67,800千円
-------	----------

上記定期預金及び仕掛販売用不動産について当座借越契約（借越限度額200,000千円）の担保に供しております。なお、期末日現在において借入実行残高はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

	22,499千円
--	----------

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権	2,262千円
金銭債務	1,798千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	6,634千円
仕入高	11,067千円
販売費及び一般管理費	24,248千円

営業取引以外の取引高

関係会社株式売却益	30,060千円
-----------	----------

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	6,652,812	99,981	－	6,752,793

(注) 増減数の内訳は以下のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 普通株式 99,981株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	275	73	－	348

(3) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項 (権利行使期間が到来していないものを除く)

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	12,696株	331,600株

(4) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2021年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	26,610千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4円
基準日	2021年9月30日
効力発生日	2021年12月23日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	10,128千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1.50円
基準日	2022年9月30日
効力発生日	2022年12月22日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	50,507千円
未払事業税	1,921千円
未払事業所税	2,138千円
契約負債	34,224千円
未払賞与	3,192千円
未払不動産取得税	11,490千円
その他有価証券評価差額金	3千円
その他	5,752千円
繰延税金資産小計	109,230千円
評価性引当額	△16,420千円
繰延税金資産の純額	92,810千円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、ターンキーソリューションサービスにおけるプロジェクトに必要な資金を主に銀行等金融機関からの借り入れにより調達しております。また、一時的な余資を上場有価証券等の流動性が高く随時現金化可能な金融商品により運用しております。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である求償債権及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されており、厳しい経済環境の変化等により契約に従った債務履行がなされない可能性があります。当該リスクに関しては、顧客管理システムにより残高及び期日を管理するとともに、回収遅延債権については、担当部署により個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、有価証券取扱規程に、資金運用に係る権限や管理方法を定め、これらに従い管理しております。また、資金運用に関する事項は定期的に取締役会に報告されております。

借入金は、主に営業活動に必要な資金を目的としたものであり、その一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が借入先ごとに金利変動を管理し、金利変動による負担軽減の早期把握を図っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 売 掛 金	93,799	93,799	
貸 倒 引 当 金 (*2)	△20,044	△20,044	
	73,754	73,754	—
(2) 求 償 債 権	306,038	306,038	
貸 倒 引 当 金 (*2)	△144,906	△144,906	
	161,132	161,132	—
(3) 投 資 有 価 証 券	53	53	—
資 産 計	234,939	234,939	—
(1) 長 期 借 入 金 (*3)	974,049	968,756	△5,292
負 債 計	974,049	968,756	△5,292

- (*1) 現金及び預金、金銭の信託、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金については、いずれも短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 売掛金及び求償債権に含まれる貸倒引当金を控除しております。
- (*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (*4) 市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	11,363
関係会社株式	19,200
出資金	5,110

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
(1) 現金及び預金	3,016,837	—
(2) 金銭の信託	1,350	—
(3) 売掛金	73,754	—
(4) 求償債権	161,132	—
合計	3,253,074	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済 予定含む)	385,004	35,004	41,337	158,796	90,996	262,912

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	53	－	－	53
	53	－	－	53

② 時価で貸借対照表計上額に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	－	73,754	－	73,754
求償債権	－	161,132	－	161,132
資産計	－	234,886	－	234,886
長期借入金	－	968,748	－	968,748
負債計	－	968,748	－	968,748

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金及び求償債権

これらの時価については、取引先の状況及び入金状況等により債権を分類し、過去の一定期間における未回収実績に基づき算出した貸倒実績率等により算出した回収不能見込額を控除することで算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 持分法損益等に関する注記

当事業年度において当社が有していた関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。なお、当社は当該関連会社株式を当事業年度において売却しており、当事業年度末時点において当社が保有する関連会社株式はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	トランクシステム工業(株)	所有直接 35.0%	「屋内型」セルフ ストレージの設 計・施工委託	関係株式の売却 (注)	57,260	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) トランクシステム工業(株)への株式売却は、同社に当社が保有する全株式を譲渡したものであり、その価格条件については、純資産等を基礎として協議の上、決定しております。なお、株式の売却にあたり、関係会社株式売却益30,060千円を計上しております。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ビジネス ソリューション サービス	ターンキー ソリューション サービス	合計
売上高 外部顧客への売上高	1,082,133	1,696,036	2,778,169

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債(期首残高)	111,292
契約負債(期末残高)	128,681

契約負債は、主に顧客から受け取った前受金及び前受収益に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 324円22銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円43銭 |

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月22日

株式会社パルマ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	新	居	幹	也
業務執行社員					
指定有限責任社員	公認会計士	長	崎	将	彦
業務執行社員					

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パルマの2021年10月1日から2022年9月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2022年11月22日

株 式 会 社	パ ル マ	監 査 役 会
常 勤 社 外 監 査 役	片 桐	英 ⑧
社 外 監 査 役	興 水	英 行 ⑧
社 外 監 査 役	高 塚	直 子 ⑧

以 上

メ モ

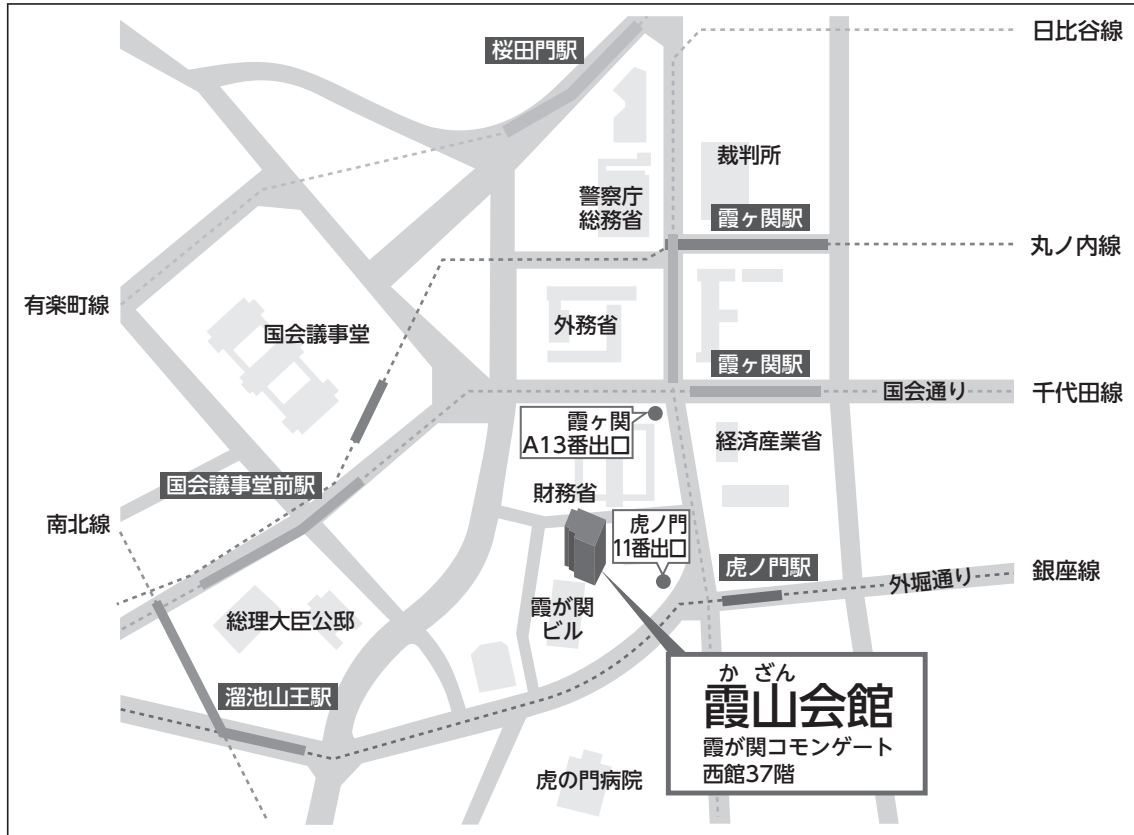
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

霞が関コモンゲート西館 37階 霞山会館 牡丹の間

TEL 03-3581-0401 (代表)



交通 東京メトロ 銀座線

<虎ノ門駅> 11番出口 徒歩約1分

東京メトロ 千代田線・日比谷線・丸ノ内線

<霞ヶ関駅> A13番出口 徒歩約5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。